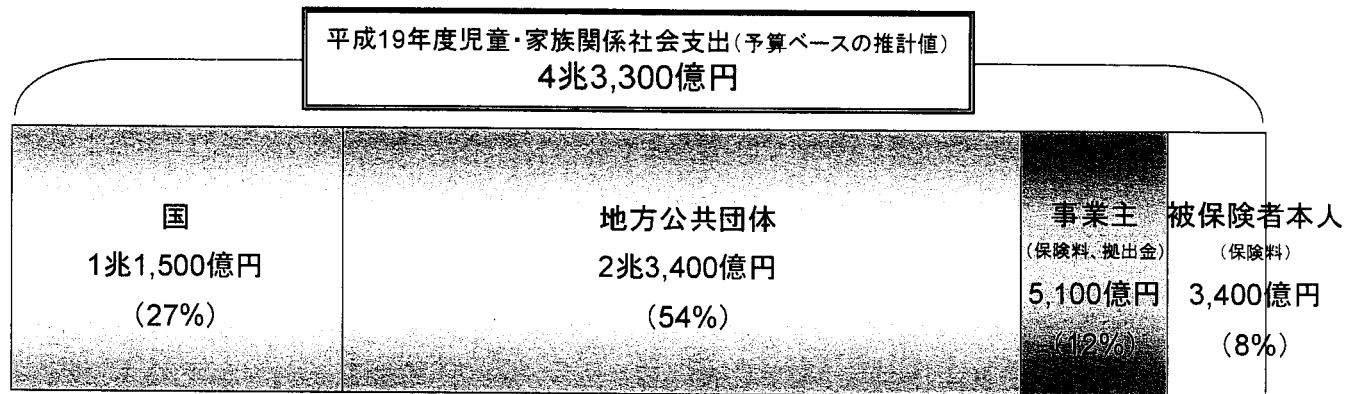



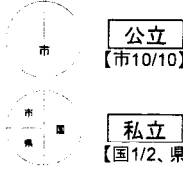
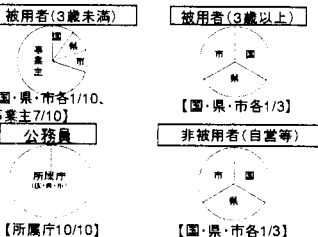


次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

○ 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。



20

現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

制度区分・給付サービス名	費用負担	現行の費用負担の考え方
育児休業給付	 <p>【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから、労使折半により負担。 また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。(育児休業給付については、それに準じた取扱い)
保育所	 <p>公立 【市10/10】</p> <p>私立 【国1/2、県1/4、市1/4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設最低基準(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための費用の裏付けをすることにより、児童に対する公の責任を果たそうとするもの。 なお、公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。
児童手当	 <p>被用者(3歳未満) 被用者(3歳以上)</p> <p>【国・県・市各1/10、 事業主7/10】 【国・県・市各1/3】</p> <p>公務員 非被用者(自営等)</p> <p>【所属庁10/10】 【国・県・市各1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担。 地域住民の福祉増進にも密接につながるため、地方も一定の負担。 児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分について、事業主も一定の負担。 <p>※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賸われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p>
児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児保育・一時預かり・地域子育て支援拠点等)	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の福祉に密接につながることで、地方も一定の負担。 現在及び将来の労働力確保の観点から、事業主も一定の負担。
次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等)	 <p>【国1/2、市1/2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進の一環として、国の負担による補助を行うもの。

(単位:億円)

給付・サービス 種別	国	給付費				利用者 負担	費用 総額
		都道府県 市町村	事業主	個人	給付費 (合計)		
育児休業給付 (※平成20年度予算<一>)	100	—	—	—	1300	—	1300
保育所(公立)(※1) (平成20年度予算<一>)	—	—	3600	—	3600	—	6900
保育所(私立) (※平成20年度予算<一>)	3300	1600	1600	—	6600	4300	10900
定額保育(私立) (※平成20年度予算<一>)	—	—	—	—	—	—	—
所用・所後児保育 (※平成20年度予算<一>)	—	30	30	—	—	80	—
家庭的保育事業	—	10	10	—	—	20	—
放課後児童クラブ (※平成20年度予算<一>)	—	200	200	—	—	500	—
《参考》1合計(※上記のほか、 出生当り給付金を含む) (平成19年度予算<一>)	25%	54%	11%	10%	100%	—	—
一時預かり	—	30	30	—	—	80	—
児童手当	2700	2900	2900	1800	—	10300	10300
《参考》1合計(※上記のほか、 児童扶養手当を含む) (平成19年度予算<一>)	25%	53%	14%	8%	100%	—	—
全戸訪問 育児支援家庭訪問	—	—	—	—	—	—	—
地域子育て支援拠点	—	100	100	—	—	300	300
ファミリーサポートセンター	—	—	—	—	—	—	—
妊婦健診(公費助成)	—	—	—	—	—	—	—
《参考》1合計(※上記のほか、 社会的保健費を含む) (平成19年度予算<一>)	36%	59%	5%	0%	100%	—	—

※1)公立保育所運営費(児童保育含む)は一般財源化されているため、私立保育所運営費の差面による推計額。
 ※2)次世代育成支援に関する給付・サービスについては、保育所については国において利用者負担額の基準を
 定めているが、その他のサービスについては、特段定められていない。
 ※3)ファミリーサポートセンターについては、サービスの提供希望者と利用者希望者の間の連絡調整に係る費用が
 次世代育成支援対策交付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本的に利用者負担。
 ※4)妊婦健診の公費助成は、一般財源化されているため、市町村の公費助成の全国平均回数(2.8回/H19.8)
 に基づき推計。なお、公費助成以外には妊婦本人が健診費用を負担。

各制度の費用負担の現状①

— 事業主負担の考え方 —

○ 医療・年金・介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接・間接に事業主の利益につながる
 こと、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

制度	事業主負担の割合の経緯	事業主負担の考え方
政府管掌 健康保険	制度発足時(昭和2年)労使折半 (負担割合 1/2) 以後、変更なし	被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面を有し</u> 、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。
組合管掌 健康保険	制度発足時(昭和2年)労使折半 (負担割合 1/2) 以後変更なし。ただし、規約で定めるところにより、事業主の負担割合を増加させることが可能。	原則労使折半としている部分については政府管掌健康保険(政管)と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業主による福利厚生の上の観点から、規約に定める場合には <u>事業主の負担割合を増加</u> することができることとしている。
厚生年金	制度発足時(昭和17年)労使折半 (負担割合 1/2) 以後、変更なし	被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面を有することから</u> 、事業主も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。

雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 失業等給付に係る保険料率 失業保険制度発足時（昭和22年）労使折半（負担割合 1/2）以後、変更なし 雇用保険三事業に係る保険料率 雇用保険制度発足時（昭和50年）全額事業主負担以後、変更なし 	<p>雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、保険事故である失業が労働者及び事業主の双方の共同連帯によって対処すべき事項であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。</p> <p>また、附帯事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金慣行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連帯によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。</p>
児童手当	<p>制度発足時（昭和47年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被用者に対する給付の 7/10 非被用者に対する給付は全額公費負担 昭和57年改正時 被用者について特例給付を創設 負担割合は 10/10 <p>平成12年・平成16年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> 3歳以上の児童に対する給付等につき公費負担により支給範囲を拡大 	<p>児童手当制度は将来における労働力の維持、確保につながり、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。</p>
介護保険	<p>第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに決めることが可能。</p>	<p>制度創設により介護サービスの充実が図られ、傷病の重度化の防止等、従業員の離職の防止等が期待されること、老人医療から介護保険への移行により老人保健拠出金の事業主負担が軽減されること、企業も社会的責任を有していることなどの考え方によるもの。その負担割合については、第2号被保険者の介護保険料は医療保険に上乗せで徴収されており、医療保険各法の規定に基づき算定されることによる。</p>

【第11回「社会保障の在り方に関する懇談会」（平成17年7月26日）資料より抜粋】

24

各制度の費用負担の現状②

－市町村に対する財政支援の状況－

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源（特定財源）による財政支援が行われている。

制 度	市町村の一般財源以外の財源（特定財源）が占める割合
保育所	私立・・・75%【市町村負担25%】 公立・・・0%【市町村負担100%】
児童育成事業	66%【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】
次世代育成支援対策交付金事業	50%【市町村負担50%、国庫負担50%】
国民健康保険	100%【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 （※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。）
介護保険	87.5%【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 （※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%）
障害者自立支援法 （障害福祉サービス費等）	75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】

25

次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけではない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
0歳児	17.3万円	3.5万円	13.8万円	2 : 8
1・2歳児	10.3万円	3.5万円	6.8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2.8万円	2.2万円	6 : 4
4歳以上児	4.3万円	2.6万円	1.7万円	6 : 4

【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1兆7800億円	7600億円	1兆200億円	4 : 6

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出

社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

- 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故とする場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

【社会保険による場合の利点等】

- 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応した負担増について合意が比較的得やすい。
- 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

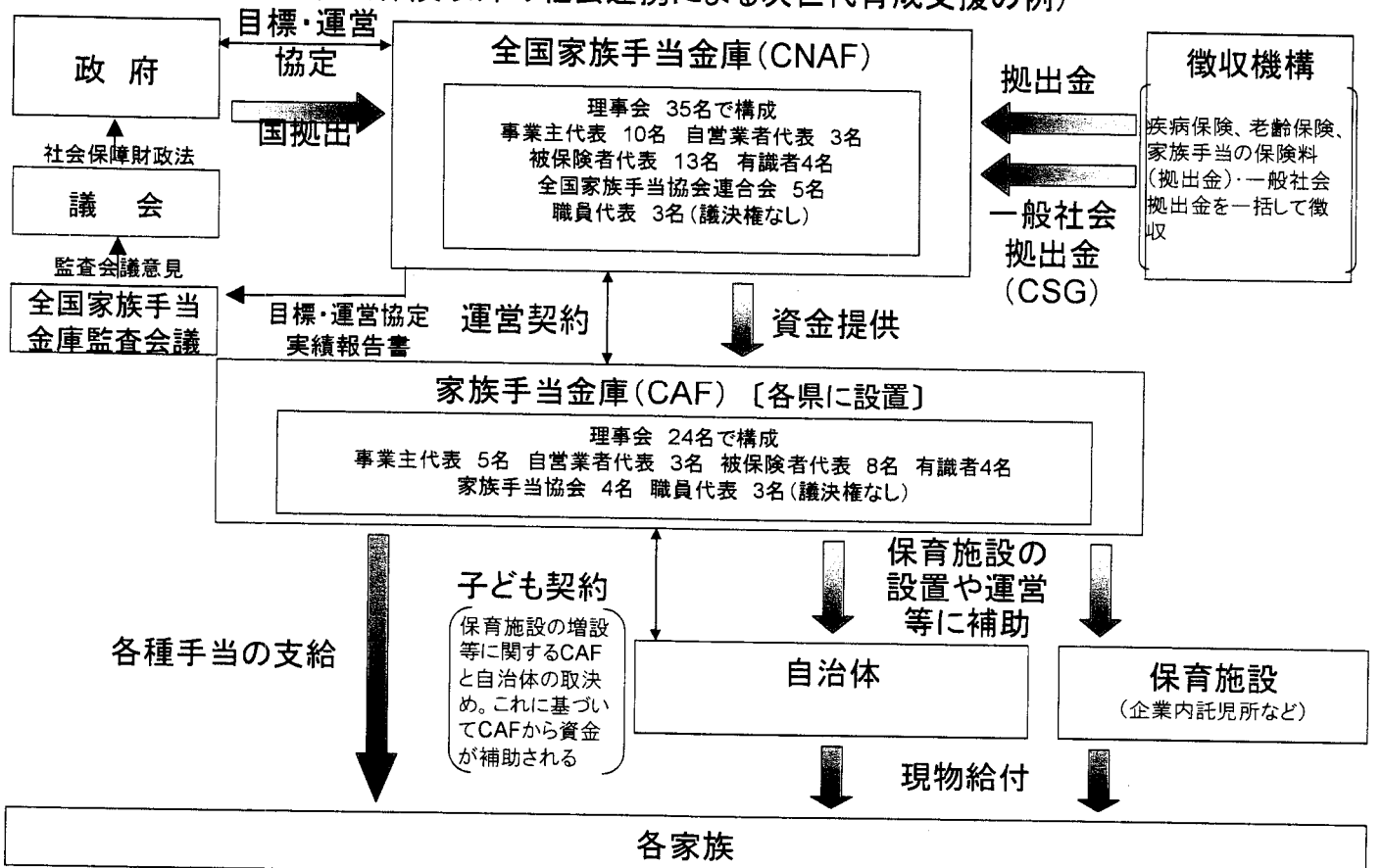
【社会保険による場合の課題等】

- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないかと。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、次世代育成支援においては、親の未納に対して子に不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」…生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもっては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その発生が偶然であること(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について予測しえないものであることを必要とする。)

フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ

(社会保険以外の社会連携による次世代育成支援の例)



保育所利用の仕組み

保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設

(児童福祉法第39条第1項)

対象及び手続き

対象: 0歳から就学前の保育に欠ける児童

【利用者】

保育の実施

【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 保育時間：原則8時間
- 児童福祉施設最低基準の遵守
- 通常保育以外に 延長保育、休日保育、夜間保育等を行う保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

希望の保育所の申込
保育料の支払

【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育に欠ける」という要件の認定を行う。
- 希望が保育所の入所受入れ枠を上回る場合には、公平な方法で選考。

公立で実施又は民間委託
保育費用(運営費)の支払

認可保育所の入所基準(政令)

－「保育に欠ける」の判断基準－

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

②～⑤ (略)

○児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

30

市町村の入所選考基準の例(K市)

別表1 保育所入所選考基準

保護者の状況	細目	ランク	
1 居宅外労働 (自宅外自営を除く)	月20日以上、1日労働時間以上2時間未満	A	
	1月20日以上、1日労働時間以上、2時間未満	B	
	1月20日以上、1日労働時間以上、2時間未満	C	
	2月20日以上、1日労働時間以上、2時間未満	D	
	就労先確定	E	
2 自営 (自宅外自営、既婚者が経営の自営を含む)	月20日以上、1日労働時間以上2時間未満	A	
	1月20日以上、1日労働時間以上、2時間未満	B	
	1月20日以上、1日労働時間以上、2時間未満	C	
	2月20日以上、1日労働時間以上、2時間未満	D	
	就労先確定	E	
3 妊娠・出産	月20日以上、1日労働時間以上	A	
	1月20日以上、1日労働時間以上	B	
	2月20日以上、1日労働時間以上	C	
	1月20日以上、1日労働時間以上	D	
	就労先確定(求職活動より上と認む)	E	
4 疾病・心身障害者	1 常時臥床又は1か月以上の入院	A	
	2 重度の心身障害(身体障害者手帳1・2級、障害者手帳1級を含む)に該当し、療養手帳の交付を受けている者	B	
	3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	C	
5 療養先居宅外での介護	介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する	A～C	
	通院・通所に要する時間を基に介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する(ただし、介護サービス等が利用できる場合は除く)	A～C	
6 災害	災害の状況、復旧に要する時間等を基に居宅外労働の時間を準用する	A～C	
	7 通学	政令後勤務を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることのできる時間を基に、居宅外労働の基準を準用する	A～D
市長による特別	ひとり親世帯等	自立の促進が認められるひとり親世帯等については、就労先確定した場合は、その就労条件により(初自働等)との労働基準を準用する	A～D
	近隣活動 その他	近隣の活動等に出発することを常態としている その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められるもの(例)・児童を養育する能力が著しく欠如している ・災害動員のため長期離職又は休職をとることを常態としている	A～E

※ 1. ランクは、A B C D E の順に入所の優先度が低いものとし、
2. 保護者の中でランクが異なる場合は、順位の高いランクを適用する

別表2 同一ランク内での選考指数表

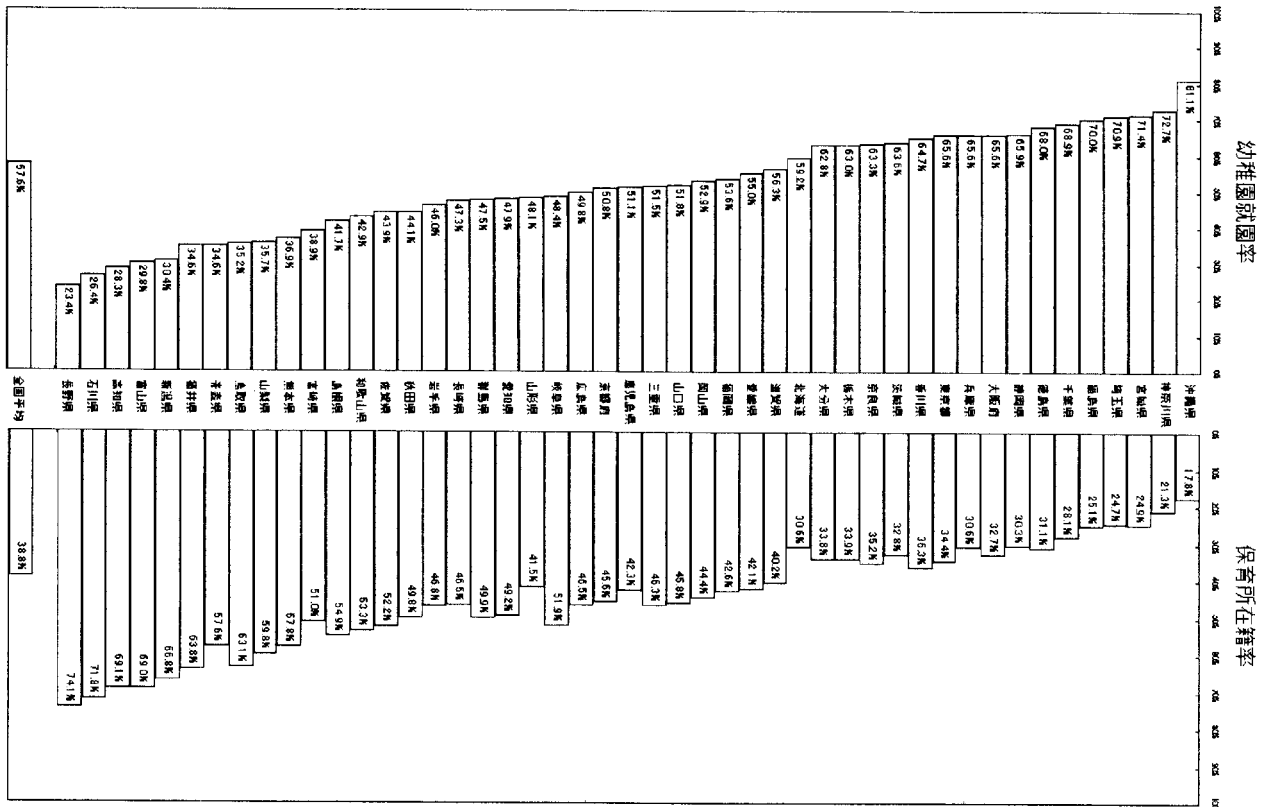
項目	説明	指数	
世帯状況	1. 両親不存在世帯	15	
	2. 両親が不存・死亡、拘禁、生死不明の状態、今後とも引き続き同様の状態が復旧される見込みがない場合		
	3. 母子世帯		
	4. 配偶者・事実婚を含む(いない)女子で、次のアからオに該当する場合		
就労実績	ア 配偶者との離縁又は死別	10	
	イ 配偶者の拘禁又は生死不明が1か月程度		
	ウ 配偶者から1か月程度離れていない		
	エ 婚姻によらないで母になった女子		
	オ 離婚を前提に1か月程度別居している女子		
	6. 父子世帯		10
	7. 母子世帯に連なる		
就労実績	8. 低所得世帯	7	
	9. 世帯生活保護基準程度の収入で生活している場合		
就労実績	10. 1年以上の就労実績がある場合	2	
	11. 半年以上の就労実績がある場合		
認可外保育施設等の利用状況	12. 保護者の就労等により、他に児童を保育するものなく、おなま保育室、家庭保育福祉員、認定保育園、地域保育園等に預けている場合	2	
	13. 危険なものを扱う業務に従事しているが、他に児童を保育するものなくやむを得ず児童を職場へ連れて行く場合		
同居の親族等の状況	14. 同居の親族その他の者が15歳未満の場合	-3	
	15. 同居の親族その他の者が15歳以上の場合		
産休明け、又は育休明け	16. 近隣(半径1km)以内に親族が在住している場合	-1	
	17. 産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については1～3月中の復帰)を言む		
産休明け、又は育休明け	18. 産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については1～3月中の復帰)を言む	2	
	19. 今回の申込み以前に保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合(ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない)		
認可外保育施設等の利用状況	20. 福祉事務所長が特に上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急必要と認めた場合	15	
	21. 保育の実施を必要と認めた場合		

注1: 児童の父母につきそれぞれ加算します
注2: 同居の親族等については、健康状態や就労状況等により、マイナス指数を適用しない場合があります
注3: 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複しないものとします

別表3 同ランク同一指数となった場合の調査項目表

項目
申込み時において保育料を滞納していない世帯
保護者の一方が長期不在・単身赴任・海外勤務・入院等の世帯 ※確認できる書類等が必要で、児童を認可外保育施設等に預けている期間の長い世帯
就労実績・日数・時間と連動した収入実績がある世帯
所得の低い世帯
児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯

31



（注）保育所在籍率については、「平成17年社会福祉施設調査」の5歳児の在籍率を算出。幼稚園・保育園・認定こども園の在籍率を合計して算出したものである。
 （資料）文部科学省「平成17年度学校基本調査報告書」、厚生労働省「平成17年社会福祉施設調査報告書」

多様な主体の参画・協働による子育て支援事例

○多様な主体の参画・協働による取組としては、計画・施策の企画立案、点検・評価への子育て団体等の参画、行政から団体への事業委託、団体等への助成など、多様な形があり得るが、協働による事業実施としては、以下のような取組例もある。

取組事例	みえ次世代育成応援企業等マッチングシステム（三重県）	父親の子育て参加促進事業（埼玉県） （「お父さん応援講座」の実施）
取組の概要	「みえ次世代育成応援ネットワーク（インターネット上の情報交換等のネットワーク；平成18年6月～）」会員企業・団体を中心に、企業から使わなくなった備品や事務用品を提供してもらい、子育て支援団体に転送したり、場所の貸出や人材の紹介等、会員間で物とサービスのやりとりをネット上で行うシステム。（平成19年9月から実施）	多くの父親にとって身近な場所である職場において同僚とともに、子育ての楽しさを実感し、具体的に活用できる地域の社会資源などを学ぶ、「お父さん応援講座」を実施し、父親の子育て参加を進める。（平成19年度から実施） （実施の流れ） 企業等→県に申込→県が実施主体（NPO法人）と調整→NPO法人が企業等に出向いて講座を実施
取組のきっかけ	○あるクラフトメーカーが製品とならない素材（紙）を保育園へ提供し活用していた事例があり、その動きが子育て支援センターや他の保育園へと広がっていったことがきっかけとなった。	○父親の子育て参加を促進する事業の実施にあたり、事業案について民間団体から企画提案を公募し、採用したものの。
関わり方	行政	○受講の募集・広報、企業等からの申込受付、委託事業者との調整 ○講座実施経費（講師人件費、教材費等）の負担 ○県職員を対象とした講座の先行実施
	企業等	○物・サービスの提供（備品、事務用品等が中心） ○講座実施の企画、受講者の募集 ○講座の中で自社の育児との両立支援制度の説明を併せて実施
	NPO法人等	○サービスの提供（子育て支援団体による、イベント等での子どもダンスの披露や出前子育て相談の実施など） ○講座プログラムの開発、プログラムを実施する人材の養成、企業等との打合せ、講座の実施
実績	○約600企業・団体が参画 ○マッチング実績（平成19年9月～2月） ・事務用品を中心に24件、サービスについては未把握	○民間事業者4社+県庁
効果	○中小企業にも取り組みやすい地域貢献の仕組みを作ることで、地元企業と子育て支援団体の交流が生まれた。	○企業・事業所で実施することにより、仕事に忙しい父親も参加でき、父親の子育てへの参加意識を高め、職場でのワークライフバランスを進めることができた。 ○実施企業からは継続して開催する方向で検討中との声もある。
今後の方向性	○事業のさらなる周知 ○県内の子育てサークルやNPO法人には、インターネットにつながる環境が整っていないところも多く、紙ベースでの広報や対応が重要。 ○提供企業の開拓（具体的に提供する物やサービスの確保）	○企業では、従業員の父親としての子育て支援となると関心があまり高くないのが現状。事業のさらなる広報とあわせ、県庁職員が企業を直接訪問して、事業のPRを進めていくなど地道な取組が重要。

取組事例	子育て総合支援センター事業（徳島県）	子育てネットの運営・マップづくり（三鷹市）
取組の概要	徳島県子育て総合支援センター「みらい」（平成18年11月に徳島県男女共同参画交流センター内に開設）では、子育て関係組織等の取り組みを総合的にコーディネートするとともに、関係機関等の連携推進や人材育成、子育て支援情報の集積・発信、相談事業の実施等、地域における子育て支援活動を積極的に支援	「みたか子育てネット」（ネットワーク上で、様々な子育て情報の紹介や子育て相談を行っているサイト）の運営や、「三鷹おでかけマップ」（乳幼児の保護者を対象にした市内まちなきマップ）の作成を企業やNPO法人と協働して実施。
取組のきっかけ	○子育て家庭の支援に向けて、市町村・NPO・子育てサークル等の組織が活動を展開する中、さらなる利便性と相互の連携強化を図ることにより、地域の子育て機能の総合力を高め、次世代育成支援を推進することを目的に開設	○第3セクターである（株）まちづくり三鷹を設立し、地域振興を進めてきた中で、子育て中のママが活動母体となっているNPO法人と関わりを持ったこと。より市民に近いところで運営をすることが、市民との距離感を縮めるとの思い。
関わり方	行政 (市町村) ○子育て支援機関等連携推進会議への参画や情報提供(県) ○子育て支援機関等連携推進会議の開催 ○情報集積・発信 ○地域の子育て支援に関わる人材活用や養成事業の実施 ○子育て支援活動者に向けた相談事業の実施	○掲載コンテンツの決定 ○ネットを通じて寄せられた質問に対する回答等 ○マップの編集・発行については行政とNPO法人が協働
	企業等	○児童養護施設や保育所を運営する社会福祉法人が子育て支援機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を行う。 ○企業と連携した子育て支援の取り組みが今後の課題である。
	NPO法人等	○子育て支援機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を行う。 ○子育てサークル等に出向き活動支援（子育て応援の匠派遣事業）
実績	○子育て支援機関等連携推進会議を県域4ブロックで開催 ○ニュースレターの発行 ○医師等の有資格者や子育て支援活動の実践者を「子育て応援の匠」として登録・派遣する。 ○ボランティア養成講座の開催や養成講座修了者の登録 ○子育てサークル支援研修を実施 ○相談事業の実施 ○研修室や託児室等の設備を有する男女共同参画交流センターの特性を活かした共催事業の実施	○子育てネットの年間アクセス数約450,000件 ○マップについては、毎年度5～6千部を発行
効果	○子育て支援機関の連携推進 ○子育て支援活動者の情報交流 ○人材育成	○コンテンツについては、母親の視点でまとめたものや母親同士、双方向で得られる情報等を中心にまとめられており、特に子育てネットは、24時間いつでも欲しい情報にアクセスでき、実用性が高いとの評価を受けている。 URL http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/
今後の方向性	○事業のPR等を進め、子育て支援関係者のセンター事業活用の拡大を図る。 ○さまざまな子育て支援活動のネットワークづくりや支援事業を進め、地域での子育て支援活動がより広がりをもち、充実したものとなるようコーディネート、支援を行っていく。	○情報提供のみならず、保育士など専門家が地域（住民協議会が管理するコミュニティセンター）に出向き、出前型の親子ひろば事業を展開することや、協働センターを中心に、子育てNPOとの定期的な情報交換会を実施するなど、協働の展開をさらに進めている。

34

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,882人	2,453人	3,424人

資料：福祉行政報告例 [平成18年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数(公立・私立)	120か所 (15か所・105か所)	559か所 (53か所・506か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所
児童定員	3,707人	33,561人	1,486人	4,101人	336人
児童現員	3,143人	30,764人	1,131人	1,836人	236人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成18年10月1日現在]

自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	357カ所
地域小規模児童養護施設	146カ所

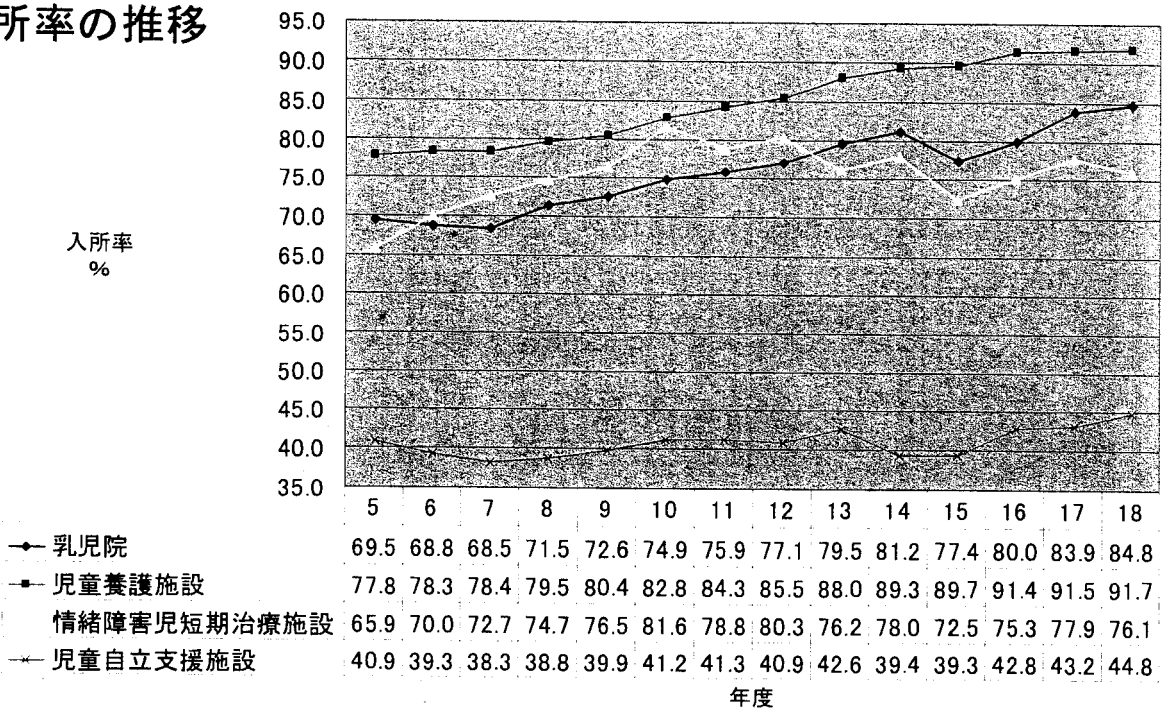
資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

35

社会的養護体制の整備状況と自治体間格差

→ 施設の入所率は増加する傾向にある

入所率の推移



※社会福祉施設等調査報告

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章・行動指針

○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性を示すもの)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方自治体の施策の方針)を策定

緊要性

【仕事と生活の間で問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加
→ 経済的に自立できない層
- 長時間労働
→ 「心身の疲労」「家族の団らんを持ってない層」
- 働き方の選択肢の制約
→ 仕事と子育ての両立の難しさ



【少子化や労働力の確保が社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限られていて、多様な人材を活かすことができない

実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 就業率(②、③にも関連)
＜女性(25～44才)＞
現状 64.9% → 2017年 69～72%
- 高齢者(60～64才)＞
現状 52.6% → 2017年 60～61%
- フリーターの数
現状 187万人 → 2017年 144.7万人以下

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族や友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
現状 10.8% → 2017年 半減
- 年次有給休暇取得率
現状 46.6% → 2017年 完全取得

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 第1子出産前後の女性の継続就業率
現状 38.0% → 2017年 55%
- 育児休業取得率
(女性)現状 72.3% → 2017年 80%
(男性)現状 0.50% → 2017年 10%
- 男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)
現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日